

新型コロナ

令和6年4月からの取扱いについて

県民の皆様向け

新型コロナに関する公費支援等は令和6年3月末で終了し、**通常の医療体制**での対応となります。

令和6年3月まで

4月から

外来医療費 <small>(外来医療費、検査費、薬剤費等)</small>	変更なし <ul style="list-style-type: none"> ■他の疾病と同様に健康保険の自己負担割合（1～3割）に応じて負担 ■高額の場合は、高額療養費制度の適用により所得に応じた一定額までの負担 	
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から1万円減額	公費支援終了
コロナ治療薬 <small>(ラゲブリオ・パキロピット・ソコーバ等)</small>	健康保険の負担割合により一定額を自己負担 <ul style="list-style-type: none"> ■1割負担の方 → 自己負担額 3千円 ■2割負担の方 → " 6千円 ■3割負担の方 → " 9千円 	<ul style="list-style-type: none"> ■他の疾病と同様に健康保険の自己負担割合（1～3割）に応じて負担 ■高額の場合は、高額療養費制度の適用により所得に応じた一定額までの負担
ワクチン接種	接種を希望する方が無料（全額公費）で接種可能	原則自己負担が生じます <ul style="list-style-type: none"> ■定期接種 <ul style="list-style-type: none"> <対象> 65歳以上の方 60～64歳で対象となる方（インフルエンザワクチンと同じ要件） <費用> 自己負担あり（負担額未定） <時期> 秋冬の見込み・年1回 ■任意接種（接種を希望する場合） <ul style="list-style-type: none"> ・定期接種の対象以外の方は全額自己負担で接種可能 ・具体的な金額、実施時期等は個々の医療機関で決定
感染者数の公表	定点医療機関の報告に基づき毎週水曜日公表	変更なし （山形県感染症発生動向調査）

ご不明な点は

＜山形県 健康福祉部 健康福祉企画課＞
 電話023-630-2494

新型コロナに関する情報は以下の山形県ホームページに掲載しています。
https://www.pref.yamagata.jp/090001/kenfuku/kansensyou/covid_19/covid_19.html



新型コロナに関するご相談は

＜厚生労働省＞
 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
☎0120-565-653（9時～21時）